

# 独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 13 日

公益社団法人 地盤工学会

会長 日下部 治 殿

小川和洋公認会計士事務所

公認会計士

小川 和洋



私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に準じて、公益社団法人地盤工学会の平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 22 年度に係る貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドライン I-5 (1) の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。）について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。なお、財産目録の「使用目的等」については公益認定関係書類と照合した。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 私は、財務諸表等（財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益社団法人地盤工学会の当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 私は、財産目録の「使用目的等」の欄の記載内容が、公益認定関係書類に基づき作成されているものと認める。

公益社団法人地盤工学会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


# 監査報告書

公益社団法人 地盤工学会  
会長 日下部 治 殿

平成23年5月13日

公益社団法人 地盤工学会

監事 谷 茂 

監事 石川 彰 

平成22年11月1日から平成23年3月31日までの平成22年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

## 1 監査の方法

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧などの必要な監査手続きを実施するとともに、小川和洋公認会計士から会計監査に関する報告を受け、計算書類につき検討を加えた。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧などの必要な監査手続きを実施することによって業務執行の妥当性を検討した。

## 2 監査結果

- (1) 平成22年度本部会計及び支部会計の正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は適正であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実はないと認める。

以上